

りしなり。當時關東郡代の觸書左の如し、

御觸書

當三月上旬、下總國小金野牧において、御鹿狩有之候に付、下總一國並上總、國大多喜邊より、猪鹿追寄せ候積り、被仰渡候間、一村毎、人別惣掛り致し、隣村申合、小金野方へ順能追立可申候。稀成御狩之儀、兼て村々諸作物を荒らし難義に及び候猪鹿が、る御時節ならでは、たやし可申様無之候間、一村限猪鹿不殘様精出し、御狩場之方へ遣はし可申候事。

(中略)

一追ひ候節、銘々手頃の竹壹本、竹具又はほら貝壹宛持、其外鳴物勝手次第に持出し、藪林之中に猪鹿籠可申場所は、右鳴物にて追出し、且つ猪鹿向ひ參候由申聲を立、右竹にて追拂可申候事

一御料は御代官、私領は領主地頭にて、兼て相渡置き候鐵炮、村毎に不殘持出し、から筒放可申候、尤追始の場所、足揃の場所にて、重に打拂ひ可申候事

右の條々村役人は、勿論、小前の者共も一同に隣村相互に能々申合、追方の節に

臨み、不及混雜様、兼て手配りいたし置、村毎猪鹿不洩様に追ひ盡し可申候、若等閑の取斗方於有之は、可爲曲事者也

丹後(印)

寛政七卯正月十五日

下總上總常陸

右三ヶ國

御料私領寺社領村々

名主  
組頭

關東郡代より一度御觸書出づるや、關係郡村の名主組頭等屢々會合して、追方等につき評議を遂げしなり。舊埴生郡に於ける、長南組大惣代より各小惣代へ廻はせし通知書一二例左の如し。

回 章

下總國小金野御猪鹿狩御用に付、大急申談筋有之候間、其御組合村々名主一村一人づ、村向取斗方相分り候もの御同道、明二月朔日四つ時迄、刻限無相違、宿方本詮寺迄、御出會奉待上候、惣代衆中も御名代無之様、御出會可被成候以上

小金ヶ原の遊獵と長生郡

嘉永二年酉正月晦日巳上刻

長南驛

大惣代 與四郎

各村小惣代宛

廻状

以急廻状得貴意候兼て御相請申上置候御猪鹿小金野方へ追寄可申日限來る十日五つ時頃大田喜邊より人組請取長柄郡村へ追詰入込相渡し候積に付其組合村々洩落無之様極念之入御通達申合出精追寄候様取斗度此段御達申候。然上は此廻状御名下へ合受印晝夜刻付御順達可被成候尤留り村より早々御返し可被下候以上

長南驛

大惣代 與四郎

西三月二日未刻出

今泉村、千手堂村、坂本村、上永吉村、瀬島村、八幡原村、須田村、各小惣代名主宛

三月十八日に行はるべき鹿狩につき其の歳一月より廻状を各村に送達すること

殆んど十回に達せり。以て如何に其の重要件たりしかを知るべし。而して各村の雜費は概ね二三貫文を要せりといふ。嘉永二年の鹿狩は今より六十四年前のことなれば今猶此大狩獵に關係せし人あるべし。

### 浪人騒動と長生郡

林 天然

徳川氏の末期政道漸く紊れ浮浪の徒各地に蜂起し口を攘夷に藉り愚民を煽動し良民を苦しむること甚だし。是に於て幕府觸書を諸州に出し普く警戒せしむ。當時の觸書及鶴牧藩が長柄殖生領内各村へ廻送せし通達書左の如し。

御觸書

近頃浪人共水戸殿或は新徴組杯と唱へ所々身元宜敷者共へ攘夷之儀を口實に無心申掛其公事出入等に携彼是申威し金子爲差出候趣有之候處追々及増長猥に勅命杯と申觸し在々農民を黨類に引入候類も有之哉に相聞今般御上洛被仰出候折柄難捨置依之以來御料私領村々申合置帶刀致し居候とも浪人體に而

浪人騒動と長生郡

怪敷候分は無用拾召捕致手向候は、切殺候とも打殺候とも可然と被仰出候間、惡事に不携者共は早々舊主へ歸參之儀相願、神妙に奉公可致、若惡事に携、或は子細有之、舊主へ難立戻分は、有體可訴出候、其始末に應じ、非を免し、亦是難儀不相成、様取計可遣候。萬石以上以下共用向有之家來旅行爲致候は、其度々急度道中奉行へ相達、先觸可差出領分知行より罷出候者共も、先觸差出、何れも此程相觸候通、調印之書付を以關所々々に可相通、萬一先觸不差出旅行いたし、或は舊主へ歸參も不致、被召捕候節に至り、手向致し、被切殺候は、其身之無念候間、其旨可存候。右之通萬石以上以下不洩様相觸、且右之趣板札に認、御料私領宿村高札場、或は村役人宅前杯に、當分懸置候様、可被相達候。

十二月

右之通從公儀御觸書出候間、寫相廻候、村役人共奉承知、小前百姓へも申聞、右之趣板札に認、高札場へ掛置候様、可致候、此廻狀村下々名主令受印、刻付を以早々順達、從留村可相返もの也。

鶴 牧

(文久三年)亥十二月十五日

御 役 所 (判)

立木村外五十ヶ村

時に山邊郡井内村に、檜山民彌なる村夫子あり、潜に南朝の忠臣楠公の後裔なりと偽り、名を楠音治郎正光と改め、旗下津田英二郎の舊臣、三浦帶刀(本名小口順之助)なる者と謀り、眞忠義士組なる團隊を組織し、同郡片貝村の客舎大村屋に屯集し、檄を四方に飛ばし、近郷の富豪より、頻に金銀米穀を横奪し、暴威を振へり。流石に飛鳥を落せる底の八州巡吏も、其の虚勢に恐れてか、敢て手を下すものなし。是に於て、匪賊等益増長し、無頼の惡漢各地より來りて加入し、文久三年十二月支隊を北總八日市場に置き、又一支隊を本郡茂原驛に出し、三浦帶刀之が隊長と爲り、藻原寺内に駐屯し、郡の富農立木村高橋民之助を脅かし、二回に金貳百兩を出さしめ、又上永吉村千葉彌次馬に迫りて、金若干兩を掠奪せんとす、時に元治元年一月十七日なりき。是より先幕府一宮東金、佐倉の三藩に命じて、匪賊を鎮滅せしむ。同日未明、板倉内膳正(東金領主)兵一百人を出し、不意に片貝村大村屋なる本隊を襲ひ、大砲を放ちて討かゝり、一撃の下に賊徒を破り、隊長楠音治郎等七人を打殺し、四人を擒にせしか。

藻原寺内の駐屯

刺金村

ば、殘徒蜘蛛の子の如く四散せり。此日一宮藩また藩兵八十人を出し、茂原に向つて出發せり。茂原の賊徒片貝村の戰報を聞き、狼狽して東北に走り、刺金村にて一宮藩兵に追及せられ、隊長三浦帶刀、千葉源次郎等五人生擒せらる。八日市場の賊徒また此敗報に接し、一戰に及ばずして遁走せしが、幾もなく八州巡吏の爲め捕縛せらる。同年三月九日賊徒十一人片貝村小關新田に於て斬に處せられ、三浦以下九人同所に梟せらる。世に之を片貝浪人騒と稱へ、一時長生山武兩郡民を戰慄せしめたり。左に掲ぐるは、此追討に戰功ありし一宮藩士吉川九郎等に贈りし、大槻磐溪の詩なり。

捕賊行

贈吉川九郎本  
閏八郎二子

大槻 磐 溪

總野蜂屯群不逞、却民奪財勢頗猛。八州巡吏率徒屬、傳檄州郡執首領。膽氣堂々吉川子、誓捕奴輩刎其頸。先探巢窟入藻原、賊徒已散席尙溫。急驅土人罵於後、揚鞭追及刺金村。放砲逼之賊曰闕、揮槍飛來便却走。大呼募命賊乃諾、若崩厥角各就縛。捕五人兮斬一人、餘賊奔竄不見屢。此時非有本間相椅角、殆使賊徒脫身嗚呼。捕兔用全力、二人

同心有此獲、君不見武夫恒言以死期、眞箇期死果是誰。

### 維新の戰亂と長生郡

林 天然

明治元年三月三日德川慶喜兵三萬を率ゐ、入京せんとし、鳥羽伏見に於て薩長土三藩の兵と戦ひ、大敗して還るや、慶喜只管前非を悔み、深く謹慎すといへども、譜代の大名及旗下八萬騎中之を憚はざるものあり、撤兵隊、彰義隊等の團隊を組織し、兩總常野の間に横行して、官軍に對抗せり。就中撤兵隊長福田道直等一千五百餘人を率ゐ、上總木更津に據り、盛に糧仗を備へ、下野方面に屯集せる大鳥圭介、秋月登之助等と相呼應し、將に江戸城を襲はんとし、兵を進めて船橋に到れり。此時備前、筑前、佐土原、津等の官軍、行徳、八幡、貝塚、鎌谷等に屯在せり。閏四月三日黎明、賊將江原周甫今貴族院議員、江原素六、精兵數百を率ゐ、突然八幡、貝塚を襲ひ、市川まで進撃す。鎌谷に屯せる佐土原軍之を聞き、横に賊軍を砲撃し、松戸、市川、行徳方面の官軍また返戦して、賊兵を破り、四日進んで、檢見川に達せり。賊兵潰走して、上總に通る六日官軍曾我野に

福田八郎  
右衛門等  
木更津に  
據る

賊兵八幡  
貝塚の官  
兵を襲ふ

官軍姉ヶ崎に入る

官軍長南に抵る

陣す。薩長の兵江戸より來り援く、七日薩長の兵進んで賊の據れる五井の要害を奪ひ直に姉ヶ崎に入り、賊兵を潰散せしめ翌八日本更津に達せり。此日備前藩の兵姉ヶ崎より眞里谷に進行し、伊州藩は更に久留里藩に向ひ、同月十四日薩州大村伊州の三藩佐貫へ押寄せ、同藩を降し、十五日本更津に集り、舟にて江戸に歸れり。又東海道先鋒副總督柳原前光時七歳に年數千四五千人許の官兵薩州長州伊豆を率ゐ、佐倉城に入り、諸藩の向背を問ひ、進んで本郡廳南町に抵り、居ること四日、大多喜藩を降して、江戸に凱旋せり。

本郡一ノ宮藩は、初めより歸順せるを以て、敢て問罪の師の到るとなかりしも、西總各地に轉戦せる賊兵、敗走して本郡に入り、潜に銚子方面の同志に合せんとする者少からず、之今を去ると僅か四十餘年前の事なれば、六十歳以上の翁媪は今猶當時敗竄の慘狀を記憶する成べし。而して五月十五日有名なる上野の戦争あり、潰散せる脱兵尙兩總各地に出沒せり。七月二日柴山文平上總安房監察兼知縣事に任じ、假廳を本郡廳南町淨徳寺内に設置し、諸藩に屬せざる房總二州の行政を司れり。

吉田藩届書 (鎮將府日誌)

長南

岩川

茂原

古所

木納

去五日知縣事柴山文平殿より、差圖にて、上總國望陀郡高谷村に、脱走の賊徒屯集致し候間、前橋佐倉其の外諸藩に命じ、討捕候に付、弊藩儀は、一宮藩申合、同國牛久村へ出張、賊の動靜に寄、追撃可致旨に付、同日長南驛迄出張仕、牛久横田邊へ探索差出置候處、夜九時頃岩川村より報告仕候は、日暮頃同村にて、賊走四十七人、食事致し、茂原村の方へ通行致候趣、直に追撃仕度候得共、何分大風雨、且深夜の事故、追撃致難く、及夜明、探索差出候處、茂原町迄罷越候に相違無之趣に付、六日朝早速に茂原村迄出張仕候處、最早逃去、古所村百姓長兵衛方に休息致し居候段、告來候間、知縣事附屬辻勇枝、三條公より御使に參候。稻田隊中山勝等及相談、日中押寄候ては、逃去可申に付、夜中微行仕候て、討取候方可然と評決仕、暫時靜願仕候内、長兵衛方にて、器械拾、何れも町入農夫の體に相成、逃去候趣に付、猶先々探索差出候處、木納村にて探索の者共、打寄、賊徒八人召捕申候。餘賊は何れへ散亂致候哉、一向蹤跡相分兼申候。翌七日朝、賊も散亂し候に付、一宮藩人数は爲引揚、弊藩一手にて、古所村長兵衛方へ罷越、器械相改候處、條入筒々へ、一ノ馬上銃取交、拾六挺、大小五、腰刀六本、裏金陣笠一蓋、十文字槍一本、彈藥少々、白地に圍中會字の四字二流、鉢金二ツ、内一ツ藏部左馬之丞と記し有之、其の外衣服少々有之候に付、不殘取上、囚人器械共知縣事方へ相送申候。夫より木納村へ罷越、役人共呼出し、探索致し候得共、蹤跡も脱と不相分、東金村の方へ相越候哉にも申聞候に付、八日出立、東金村へ出張仕、種々及探索候得共、何分繼

山崎  
内長谷

國府關  
藤網  
小榎本

市原郡古  
都邊

大綱

船橋

跡相失ひ候に付、九日茂原村迄、人數引揚候處、夕七時頃、徳川日月隊と唱、宿割致置候様、先觸差越、既に茂原村より半里程、山崎村迄到着致し候段、村役人共立懸候に付、早速、廻向候得共、内長谷村へ逃入候趣に付、分隊致し、左右より馳付候處、同村裏山へ逃込候間、直に山へ入相尋候得共、其節は全く夜に入、樹木繁り候故、咫尺も難相分、地里不案内の上、四通五達の小徑終、蹤跡を失ひ、村役人共申聞候は、山崎村へ立越候やの由に付、山崎村へ罷越し戸別相尋候得共、曾て不相分、國府關村、岩川村、蘆網村迄探索致し候得共、不相分、猶又、箕輪村、上茂原村、榎本村、小榎本村等、微細に探索致し候得共、一向に相分無候間、翌十日、茂原村へ、人數引取候處、東金邊に賊の蹤跡有之由に付、探索差出し、滞陣罷在候。十一日朝、柴山文平殿方より、古都邊村に賊屯集候間、文平殿には、前橋人數召連、生實藩と四道より討入候に付、敵藩人數も分隊致し、二道分れ、十二日正午時、打入候様申越候、然處、古都部村の賊徒は、十一日夜中、散亂致し、十二日大沼田村に、賊徒二十二人、潜伏致し、居候旨申來候間、早速本納村迄出張致し候處、東金より、臺方村の方へ逃去候段、申來候に付、又分隊致し、一手は土氣村野田村へ向ひ、一手は大綱村より、臺方村へ追掛、下總國千葉驛迄罷越、夜に入止宿仕候、然るに賊は十一日夜中逃去、十二日檢見川宿にて、高島平市郎家來兩人強談にて、小銃二挺被奪取、何分主人へ申分無之間、敵藩人數に加り、追撃を致し、度旨申出、且船橋驛にて、尾藩三人被害候趣、承り候間、早速追掛可中處、雨申且暗夜之事故、暫時休息致し、十

行徳

八幡

鶴舞藩

宮谷縣

三日朝、船橋迄罷越、探索致候處、船橋宿と行徳の間、高野村へ逃込候由、早速探索差出し候得共、村方にて隠し候様子にて、蹤跡難相分、其内肥後藩より、瀬間、國府臺邊に賊潜伏の風聞有之候旨、申來り候間、探索差出候得共、難相分、翌十四日、高野村へ立越及探索候處、全同村より行徳信樂屋と申茶店へ逃行候段、馳と相分候に付、行徳へ罷越相糺候處、右茶店より乗船致し、江戸小網町船問屋長島屋兵右衛門方迄逃去候に付、相違無之段、相分り候間、同道致し候稻田隊一人、爲探索、江戸表まで罷歸申候。夫より八幡宿へ罷越、探索致し候得共、國府臺邊に賊徒無之段、相分り候に付、夫より人數引揚、十七日、大多喜表へ引取申候、尤此趣、長雨宿にて、知縣事へ御届仕候得共、猶又此段御届申上候以上。

八月

吉田藩

關口參藏

爾來房總三州全く鎮定せり。十二月遠州濱松城主井上正直、市原郡鶴舞村に移封し、舊埴生郡全部及長柄郡の大半を領し、同二年二月、柴山文平、宮谷縣知事に任せられ、藩領外の諸村を管理せり。概するに、本郡は維新の變亂に際し、さしたる影響を蒙らざりし也。

長生郡の動植物に就て

林 天 然

哺乳類

我長生郡は房總半島の中東部に僻在し、氣候中和にして、關東各地に於ける動植物と殆んど同一の種類を産せり。先づ動物界に之を見ん乎、哺乳類中蝙蝠、家鼠、鼯鼠、栗鼠、鼯鼠、野鼠、鼯鼠等少からず、往時野兔、孤狸到る所に棲息したれども、今日に至つては、頗る減少せり、然れども黃鼯、獾、水獺等は、今猶往々本州南部の山中に其の姿を現はすことありといふ、獺、野猪、鹿の類は、絶へて産することなし。鳥類は比較的多く、猛禽類には鷹類、鳶、鴉、鴉、鴉、アヲバツク等あり。搔撥類に雉、山鳥、鶉あり。鳩類に雉、鳩あり。遊水類に雁、鴨、小鴨、ヲナガカモ、アカガシラ、黒鴨、阿比高部、ナキヌ、ガモ、ハジロカモ、鴛鴦、鵜、鵜、信天翁、ウミネコ、鷗類等あり。渉水類に白鷺、蒼鷺、五位鷺、秧鷺、ヒクヒナ、田鷄、田鷄、山鷄、玉鷄、藪鷄、千鳥、カネチドリ、マメチドリ、胸黒千鳥、都鳥、タグリ等あり。啄木鳥類にコダラ、アカダラ等あり。杜鵑類に杜鵑、筒鳥、魚狗あり。燕雀類に、燕、雀、金翅雀、カラヒハ、文喙、黃道眉、蒿雀、カシラダカ、カハラヒハ、蠟嘴、雲雀、眼

鳥類

昆蟲類

白背黑鶺鴒、黃鶺鴒、田雲雀、鶺鴒、ヨシキリ、上鶺鴒、鶺鴒、鶺鴒、赤腹、緋連雀、尾長鳥、楯鳥、伯勞、棕鳥、烏鶺鴒、四十雀、柄長等あり。予は嘗て本郡に於て、百二十餘種を數へたることあり、其の種名載せて動物學雜誌第百八十六號明治三十七年三月發行にあり。爬虫類、兩棲類、魚類に至つては、未だ調査したることなし。魚類は外洋に瀕するを以て、蓋し其の種類少からざるべし。昆蟲類も、其の種類幾百種あるや、知ること能はざれども、予は嘗て鶴枝村に於て、蜻蛉類四十餘種、蝶類蝶類に非らず三十六種、蟬類六種を採集せり。蜻蛉中アヅマトンボは、予が偶然庭園にて採集したるものにして、未だ定まりたる名稱なきを以て、岐阜縣名和昆蟲研究所にて、アヅマトンボなる新稱を附せり。蟬類中、姫春蟬は、本郡にては、鶴枝村上永吉區八幡山に發生せり、此の種は蟬類中最も小形にして、其の分布狭く、日本全國を通じ、未だ數ヶ國に産するを知るのみ。鞘翅類中、鶴枝村臺田區に一種の大螢を産し、又上總名産なる豆斑猫は、本郡各地にて發見せらるゝが如し。而して本郡鶴枝村産鞘翅類甲蟲六十七種の目録は、動物學雜誌第二百四十三號明治四十二年一月發行に掲出せらる。

アヅマトンボ

姫春蟬

甲蟲類

植物は、動物と同じく、概ね普通の種類なり、植物採集家の説によれば、全國を通ずる

長生郡の動植物に就て

食蟲植物

小毛氈苔  
の外普通

の毛氈苔  
も産すと

いふ  
ナガハノ  
イシモチ  
サウ  
コモウセ  
ンゴケ

名産地一  
宮海岸

も一郡内八百種を以て多産の地と看做すが如し。本郡内果して幾百種の植物の  
 るや、明に知るを得ざれども、予は必ず五百種以上あると信ず。本郡の植物中最も  
 著しきは、食蟲植物なり。日本全國に産する食蟲植物四屬十八種中、我長生郡に産  
 するものは、二屬九種あり。即ち石龍牙草屬の石龍牙草、長葉石龍草、小毛氈苔、及狸  
 藻屬中の狸藻三種、耳搔草三種、是れなり。此の九種中六種は水中或は濕地に産す  
 れども、長葉石龍牙草及小毛氈苔の二種は、分布甚だ狭く、前者は上總の外常陸、三河  
 尾張、臺灣に産するに過ぎず。後者は上總の外、下總、伊豆、三河、紀伊、土佐、周防、佐賀、琉  
 球、臺灣等に産すれども、他の食蟲植物の如く多からざるなり。而して本郡中食蟲  
 植物の産する所は、茂原、八積、一宮、廳南等の諸町村なり。就中一宮海岸の松林は、食蟲  
 植物の名産として、夙に學界に知られ、其の名噴々たり。然れども茂原町より、八積  
 村に至るの間は、一宮海岸より、範圍甚だ廣く、且つ一宮海岸よりも、一層よく生育せ  
 り。本郡の食蟲植物に就ては、予は嘗て千葉教育雜誌明治三十五年十月及十一月  
發行第百二十六號及第百二  
十七號及昆虫世界明治三十五年十二月  
發行第百六十四號に報告し置きたり。而して一宮海岸に於ける  
 食蟲植物生育の寫生圖は、理學博士三好學氏著の植物教科書の口繪にあり、就て觀

らるべし。

此の他本郡には、珍種として、トキサウ(蘭科)サハラ(蘭科)ハクサン(ハクサン科)シダ(龍膽科)  
 等を産し、又高山性アマメの野生ありといふ。

### 長生郡郷土誌餘録終

長生郡の動植物に就て

C 22.4 - C 54 - 1

長生郡郷土誌餘録

五三六

# 長生郡郷土誌終



大正二年五月十八日印刷  
大正二年五月廿一日發行

非賣品

千葉縣長生郡

編輯者兼  
發行者

長生郡教育會

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者 高橋季吉

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 博文館印刷所



